

岩手県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

令和7年8月29日

岩手県選挙管理委員会
委員長 吉 田 瑞 彦

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホームリハビリパークさんさ物語	盛岡市厨川四丁目10番1号	令和7年8月20日
老人ホーム	軽費老人ホームケアハウスさんさ物語	盛岡市厨川四丁目10番1号	〃